

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出要領

【届出の対象】

地域森林計画対象森林の普通林において立木の伐採を行おうとする場合。ただし、下記に該当する場合は提出不要とする。

- ① 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
 - ② 森林法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
 - ③ 森林法第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
 - ④ 森林経営計画において定められている伐採をする場合（別途事後届出が必要）
 - ⑤ 測量又は実地調査を目的に森林法第49条第1項の許可を受けて伐採する場合
 - ⑥ 森林法第188条第3項（立入調査等）の規定に基づいて伐採する場合
 - ⑦ 特用林として市長の指定を受けた森林を伐採する場合
 - ⑧ 自家用林として市長の指定を受けた森林を伐採する場合
 - ⑨ 火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合（別途事後届出が必要）
 - ⑩ 除伐する場合（竹の伐採を含む）
 - ⑪ その他農林水産省令で定める場合（次に該当する場合）
 - (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防工事又は地すべり防災工事若しくはぼた山崩壊防災工事を実施するため伐採する場合
 - (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
 - (3) 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
 - (4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合
 - ⑫ 電気事業者が行う線下伐採で次に該当する場合
 - (1) 電線路から25m以内の立木を伐採する場合
 - (2) 樹高や傾斜のため、電線路から25mを超えて立木を伐採する場合
- ※上記以外の場合は伐採の必要性について説明をさせ、合理的若しくはやむを得ないと認められる場合は届け出なしで伐採できる。
- 線下伐採以外の伐採については従来どおり伐採届を要する。
- ⑬ 立木の生育に著しい支障を与えない（具体的には全体量の1/3以内）枝打・心止

<参考>

インターネットで「やまぐち森林情報システム」と検索することで地域森林計画区域内の土地かどうか調べることができます。

調べ方がわからない場合やインターネットが使えない場合は、ご連絡ください。
(連絡先：萩市林政課 0838-25-4194)

<注意事項>

林地開発に該当しない森林以外への転用の場合は、たとえ無立木地であっても届け出をすること。

※林地開発に該当する転用とは、1ヘクタール（太陽光発電施設の設置の場合は0.5ヘクタール）を超える転用のことで、林地開発許可が必要となる。

森林が保安林又は保安施設地区の場合は、別途届け出をすること。（電気事業者が行う線下伐採を含む。）

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条第5項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林については、同法第7条の規定に基づく届け出をすること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づく伐採については、同法第8条、同法第13条又は同法第17条の規定により届出不要とする。

<届出の変更>

伐採届の提出後、伐採開始前に売買・相続等により伐採又は伐採後の造林に関する権利を有する者の変更があった場合は、新たに伐採届を提出すること。

伐採期間など萩市森林整備計画との適合に影響のない軽微な変更の場合は、口頭等により申し出ること。（変更の届出書の提出は不要）

【伐採及び伐採後の造林の届出書】

届出日	伐採開始日の30～90日前までに提出すること。
届出人 (伐採者)	届出人（伐採者）は、森林の立木を伐採する権利を有する次に該当する者でなければならない。 (1) 土地所有者、地上権者、植林者等 (2) 立木購入者 (3) 立木伐採を委託された者 (4) 立木伐採の承諾・同意を受けた者 押印は不要とする。
届出人 (造林者)	届出人（造林者）は、その土地に造林する権利を有する次に該当する者でなければならない。 (1) 土地所有者 (2) 土地貸借契約等により植林をしようとする者等 押印は不要とする。
森林の所在場所	大字、字、地番を正しく記入すること。 隣接・近接する森林の伐採の場合は、一つの伐採届で届け出ができるが、伐採する全ての地番を記入すること。 ※「近接する森林」とは、同一林班内の森林のことをいう。
備考欄	届出人（伐採者）や届出人（造林者）が法人または団体等の場合は、担当者の氏名・連絡先を記入すること。 届出人（伐採者）や届出人（造林者）が登記簿上の土地所有者でない場合、立木を伐採する権利を有することを具体的に記載すること。 例) 伐採者は、土地所有者から立木を購入した者に相違ありません。 例) 造林者は、登記簿上の土地所有者の相続人に相違ありません。 他法令の制限事項に該当する場合は、その旨を記入すること。 例) 自然公園法の規定による伐採許可に該当する。

【伐採計画書】

伐採面積	<p>伐採箇所の面積（地番の面積ではない。）を記入すること。 単位をヘクタールとし、少数第3位を四捨五入し、少数第2位まで記入すること。（実測は不要）</p> <p>うち人工林の面積を（ ）内に記入すること。</p> <p>伐採期間が1年を超える場合は、年次別の伐採面積も記入すること。</p> <p>例) 令和5年 0.02ha、令和6年 0.01ha</p>
伐採方法 ・伐採率	<p>「皆伐・択伐・間伐」のうち該当するものを○で囲むこと。</p> <p>「皆伐」は原則として一区域当たり20ha以内とし、伐採率を100%と記入すること。</p> <p>※20haを超える皆伐の場合は、保存帯を設置し、それを箇所図に表記すること。</p> <p>「択伐」は伐採率30%以下（伐採後に植栽する場合は伐採率40%以下）とすること。</p> <p>「間伐」は伐採率35%以下とすること。</p> <p>主伐（皆伐・択伐）は、原則として次の標準伐期齢に達した樹木を対象とすること。ただし、林業目的以外の伐採の場合はこの限りではない。</p> <p>〔標準伐期齢〕</p> <p>スギ35年、ヒノキ40年、マツ類30年、その他針葉樹45年、その他広葉樹20年、クヌギ10年</p> <p>〔林業目的以外の伐採〕</p> <p>例1) 電力会社等による電線の保安伐採の場合</p> <p>例2) 防犯上の理由等により住宅接近を伐採する場合</p> <p>間伐は、原則として次の間伐を実施すべき標準的な林齢の範囲内で行うこと。ただし、造林木の育成や森林の保全管理上必要と認められる場合はこの限りではない。</p> <p>〔間伐を実施すべき標準的な林齢〕</p> <p>スギ：13～70年生、ヒノキ：18～80年生、その他広葉樹：15～40年生</p>
作業委託先	作業を委託する場合は、委託先を記入すること。
伐採樹種	伐採する樹種を記入すること。（雑木は「雑」で可）
伐採齢	伐採する樹種の林齢を記入すること。（○～○年生で可）
伐採の期間	伐採の開始日は、届出日から30～90日以降とすること。
集材方法	「集材路・架線・その他」の該当するものを○で囲み、その他の場合は（ ）内に具体的な方法を記入すること。
集材路の幅員延長	集材方法が集材路の場合は、予定幅員・延長を記入すること。
備考欄	<p>境界確認を行わない場合は、その理由を記入すること。</p> <p>例1) 隣接地とは樹種・林齢が異なり、境界が明確です。</p> <p>例2) 隣接地から1m程度離して伐採します。</p> <p>林業目的以外の伐採の場合は、「線下伐採」や「住宅接近の伐採」などと記入すること。</p>

【造林計画書（※間伐は不要）】

伐採後の造林の計画	<p>造林面積は、該当する全ての箇所に記入すること。 単位をヘクタールとし、少数第3位を四捨五入し、少数第2位まで記載すること。</p> <p>造林面積（A+B+C+D）は、原則として伐採面積と一致させること。 天然更新の場合は、「ぼう芽更新」と「天然下種更新」に区別して記入すること。</p> <p>[ぼう芽更新とは] 竹林や広葉樹の伐採跡地において伐採した立竹木の根や切り株からの発芽により更新することをいい、伐採樹種が次の樹種に限定される。</p> <p>シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザ克拉、ヤブツバキ、ゾヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹</p> <p>[天然下種更新とは] 周辺の樹木等から飛んできた種子などからの発芽により更新することをいう。</p> <p>天然更新の場合は、「地表処理・刈出し・植込み・その他・なし」の該当するものを○で囲み、その他の場合は（ ）内に具体的な方法を記入すること。</p>
造林の方法別の造林の計画	<p>[人工造林] 造林の期間は、伐採が完了した日の翌年度の初日から2年以内とすること。</p> <p>造林樹種は、造林しようとする全ての樹種を記載すること。なお、造林樹種は次の樹種に限定すること。</p> <p>スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ヤマグリ、ケヤキ、ヤマザクラ 樹種別の造林面積は、樹種ごとの面積を記入すること。 樹種別の植栽本数は、樹種ごとの植栽本数を記入すること。（植栽本数は、2,000～5,000本/haとすること。）</p> <p>作業を委託する場合は、委託先を記入すること。 鳥獣害対策を行う場合は、具体的な方法を記入すること。（何も行わない場合は、「特になし」で可）</p> <p>[天然更新] 造林の期間は、伐採が完了した日の翌年度の初日から5年以内とすること。</p> <p>天然更新の造林樹種は「その他広葉樹」と記入すること。 樹種別の造林面積は、(1)の天然更新による面積（C+D）と一致すること。</p> <p>樹種別の植栽本数欄は、記載不要とする。 作業委託先は、記載不要とする。 鳥獣害対策を行う場合は、具体的な方法を記入すること。（何も行わない場合は、「特になし」で可）</p>

造林の方法別の造林の計画(つづき)	[5年後において的確な更新がなされない場合] 造林の期間は、伐採が完了した日の翌年度の初日から5年を経過した日から2年以内とすること。 造林樹種は、上記の人工造林の樹種に限定し、造林しようとする全ての樹種を記載すること。 樹種別の造林面積は、樹種ごとの面積を記載し、面積合計を天然更新の面積と一致させること。 樹種別の植栽本数は、樹種ごとの植栽本数を記載すること。（植栽本数は、2,000～5,000本/haとすること。） 作業委託先は、記載不要とする。 鳥獣害対策を行う場合は、具体的な方法を記載すること。（何も行わない場合は、「特になし」で可）
	伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途 造林を行わず転用する場合は、その用途を具体的に記入すること。 伐採跡地の一部を転用する場合は、その面積を記載すること。（転用面積と造林面積の合計が伐採面積と一致すること。） 転用が行われない場合を想定して、上記の「天然更新」の欄及び「5年後において的確な更新がなされない場合」欄を記入すること。

【確認通知書・適合通知書交付申請書】

確認通知書または適合通知書の交付を希望する場合は、「確認通知書・適合通知書交付申請書」を提出すること。

※確認通知書・適合通知書は、原則として次の場合に交付する。（伐採届を提出した証明を希望する場合は、届出書の写しに受付印を押印したものを受けますので、届出書を提出する際に口頭等で申し出ること。）

- 伐採した木材を販売する場合
 - 林業事業体が補助金申請をする場合
- 申請書の提出日・届出日は伐採届と同じ日付を記入すること。
届出を行った森林の所在は、伐採届と一致すること。
交付申請理由は、次の例による。
- 例1) 木材を販売する場合 ⇒ 合法木材の証明のため
例2) 補助金申請をする場合 ⇒ 補助金申請のため

【添付書類】

〔伐採森林の位置図〕

伐採森林の位置がわかる図面（1/25,000程度）を添付すること。

〔伐採箇所図〕

伐採箇所がわかる図面（1/25,000～1/5,000程度）を添付すること。

「凡例（別紙様式）」を図面に貼付し、凡例に従って伐採区域、土場、集材路等を表示すること。

（※伐採区域は伐採する地番ではなく、実際に伐採する区域を赤色で囲むこと。この区域の面積を届出書に記入することになる。）

[伐採及び集材に係るチェックリスト]

皆伐・搬出間伐の場合は、必ず添付すること。

チェック項目を熟読し、確認欄に□記号を記入すること。

※該当する全ての確認欄に✓記号が入らなければ、伐採届出書を受理することができない。ただし、集材路を設置しない場合は、伐採に係る項目（1・8・9）のみ□記号を記入すること。

また、伐採の際はチェック項目に従って実施すること。

[届出人（伐採者及び造林者の両方）の本人確認書]

次の書類を添付すること。

個人：運転免許証・住民票・マイナンバーカード（表面）のいずれかの写し

法人：法人の登記事項証明書の写し

法人以外の団体等： 団体の規約（団体の代表者の住所・氏名が明記されているもの）の写し、または「団体等の代表者であることの申出書」（別紙様式）

※法人及び法人以外の団体等にあって年度内に複数の届出をする場合は、登記内容等の変更がない限り、その年度の最初の届出書のみへの添付で可

原則として、窓口に訪れた法人・団体等の職員の身分証明書（職員証等を含む。）の提示は求めない。

[届出人（伐採者）が伐採する権利を有することの証明書]

次のいずれかの書類を添付すること。

(1) 伐採者が土地所有者の場合は、登記事項証明書の写し

(2) 土地売買契約書、土地貸借契約書（分収林契約書など植林者であることが確認できるもの）、立木売買契約書等の写し

(3) 立木伐採の請負契約書等の写し

(4) 承諾書又は同意書の写し（立木伐採を承諾又は同意されたことが確認できるもの）

(5) 口頭契約等の場合は、「立木を伐採する権利を有している者であることの申出書（別紙様式）」

※納税通知書は単に納税者・納税管理者が記載されているにすぎないため、伐採する権利を有することの証明書とは認めない。

[届出人（造林者）が造林する権利を有することの証明書]

次のいずれかの書類を添付すること。

(1) 造林者が土地所有者の場合は、登記事項証明書の写し

(2) 土地売買契約書・土地貸借契約書（分収林契約書など造林する権利が確認できるもの）の写し

(3) 造林の請負契約書や委任状（造林を委任されたことが確認できるもの）などの写し

(4) 承諾書又は同意書の写し（造林の承諾又は同意されたことが確認できるもの）

(5) 相続登記が未了で相続人が一人の場合は、「土地の所有者等であることの申出書（別紙様式）」

(6) 相続登記が未了で相続人が複数の場合や団体等の代表者が変更している場合は、「団体等の代表者であることの申出書（別紙様式）」

※納税通知書は単に納税者・納税管理者が記載されているにすぎないため、造林する権利を有することの証明書とは認めない。

〔境界確認の実施状況等通知書〕

境界確認の実施状況について、境界確認の実施状況等通知書（別紙様式）を添付すること。ただし、次に該当する場合は添付を省略できる。

- (1) 伐採方法が択伐または間伐の場合
- (2) 全ての隣接地が森林以外の場合（道路・河川・農地・宅地など）
- (3) 全ての隣接森林について、境界杭などにより境界が明らかな場合
- (4) 全ての隣接森林について、境界と思われるところから一定の距離を置いて伐採する場合

隣接森林の土地所有者以外の者が境界を確認する場合は、「隣接森林の土地の管理者であることの申出書（別紙様式）」を添付すること。

伐採届を提出するまでに境界確認を実施していない場合は、「境界確認に関する誓約書（別紙様式）」を添付し、伐採開始日までに必ず境界確認を実施すること。

〔他法令の許認可に關係する書類〕

自然公園法の規定により公園区域の伐採をする場合は、その伐採認可書の写し（申請中の場合は、申請書の写し）を添付すること。

※原則として、自然公園法以外の法令の許認可に關係する書類は求めない。

【伐採に係る森林の状況報告書】

伐採完了後30日以内に伐採届の届出人（伐採者）が提出すること。（間伐は提出不要）

必ず森林所有者（造林する者）に伐採跡地の確認を受けること。

伐採の期間は、実際に行った伐採の期間を記入すること。

伐採後の写真を添付すること。

森林以外への転用の場合は、備考欄に転用後の具体的な用途及び予定時期を記入すること。

転用の場合は、転用後の写真を添付すること。（後日でも可）

【伐採後の造林に係る森林の状況報告書（造林）】

次の期日までに伐採届の届出人（造林者）が提出すること。

①人工造林の場合にあっては、造林後30日以内

②天然更新で更新が図られている場合にあっては、造林計画書の天然更新期間の末日から30日以内

③天然更新で更新が図られていない場合にあっては、造林計画書の天然更新期間の末日から2年以内に造林を実施し、造林後30日以内

造林の期間は、実際に行った造林の期間を記入すること。

造林後の写真を添付すること。

森林以外への転用の場合は、提出不要とする。ただし、伐採の終了した日から5年後において転用されていない場合は、造林計画書に基づく造林を行った上でを提出すること。